

第三期特定健康診査等実施計画

日本電気健康保険組合

最終更新日：令和 5 年 12 月 27 日

特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）

背景・現状・基本的な考え方			
No.1	生活習慣の改善意欲なしの割合は男性被保険者で23.7%であり、加入者の健康状態は様々に分布されていることが分かった。	➡	健康への関心・維持管理の必要性を認識してもらうために、本人にとってわかりやすい情報発信により、ヘルスリテラシー向上を促す。
No.2	被扶養者の健診受診率は35.5%で、他の健保に比べて13.4ポイント低い。	➡	健診受診率向上のため、未受診者への受診勧奨と、複雑化した健診コースの見直しを行う。
No.3	特定保健指導対象者は、2015年度10,362人から2016年度10,168人に減っているが、新たに対象者となった3,578人の内、317人が新40歳である。	➡	生活習慣病リスク保有者の生活習慣、健康状態の改善のために特定保健指導を行う。また、新40歳の流入を防ぐため、30歳代でも保健指導を行う。
No.4	新生物は受診率は低いが、患者あたり医療費は高く、がん種別では乳がんの医療費が最も高い。さらに、女性特有のがんは若年層からがん患者が上昇傾向であった。	➡	がん等の早期発見・早期治療を目的とするがん検診等を実施する。
No.5	健診結果が悪いにも関わらず通院していない被保険者が11,819人おり、うち399人が高リスク者である。	➡	高リスクに対して、早期に医療を受けてもらうよう受診を促す。
No.6	2型糖尿病の医療費が増加しているが、年齢別受診率は横ばいであることから、重症化した可能性が考えられる。また、生活習慣病で通院中断している被保険者が1,056人おり、約半数は健診値もアンコントロールである。	➡	中断している理由が本人の判断か、医師の指示によるものかは判断ができないが、通院を促し、本人の判断によって放置することによる重症化を防ぐ。
No.7	2017年11月の後発医薬品の数量シェアは71.8%であり、定めた数量シェア目標80%と比べて、8.2ポイント低い。	➡	後発医薬品に切り替え余地がある対象者へ切り替えを促す。
No.8	歯科の年齢別受診率は50%で横ばいであり、半数は定期的な受診を行っていない。	➡	歯科疾患の予防と歯の喪失防止のため、歯科健診の機会を提供する。
No.9	うつ病の受診率は他健保と比べて、各年代とも高い。	➡	疾病やメンタルヘルス等の個別健康相談の窓口を設ける。
No.10	加齢とともに患者一人当たり医療費が増加し、60代から70代にかけて大きく増加する。	➡	前期高齢者の健康管理のため、専門スタッフによる訪問健康相談を行う。
No.11	運動習慣なしの割合は男性被保険者44.2%、女性被保険者54.0%である。	➡	運動習慣がない人に、運動の機会を提供する。

基本的な考え方（任意）

特定健康診査等の基本的な考え方

平成20年に日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

※平成20年～24年（第一期）、平成25年～29年（第二期）の実績を踏まえ、第三期計画を策定する。

特定保健指導の基本的な考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

事業主等が行う健康診断及び保健指導との関係

事業主が行う被保険者の定期健康診断について、当健康保険組合は特定健診項目にあたるデータを事業主から受領する。また、特定保健指導については、当健康保険組合が主体となっていくこととするが、保健スタッフを有し特定保健指導を実施できるリソースを持つ事業主については、その実施を委託する。これまで事業主が行ってきた産業保健指導については、事業主が必要性を判断して、従来通り事業主が実施する。

特定健診・特定保健指導の事業計画

1 事業名 特定健診（被保険者）

対応する
健康課題番号

-



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者
方法	■個人の健康づくり取り組みを促すためのインセンティブを活用した事業を実施 ■検診・健診の対象者・受診状況の把握 ■健診結果、生活習慣改善等のアドバイスの掲載 ■会議体や文章等を通じて、被保険者の抱える健康課題を事業主と共有している
体制	・対象者が受診希望日をWeb等を利用して予約し、主に事業主の健康管理センターで受診 ・勤務地の環境により健康管理センターを受診できない対象者は、外部医療機関でがん検診を定健代用できる

事業目標

特定健診の健診受診率を向上させ、生活習慣病の予防および改善を図る。							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	特定健診・実施率	95%	96%	97%	98%	99%	100%
	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	対象者への通知率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
事業主が従業員（被保険者）へ健診案内を全員に通知。健保連共同システムを利用している関係から、特定健診のXML形式データを作成できない医療施設の対応として、健診結果（紙）・問診票を基にパンチ入力業者へ委託し、受診率の向上に努める。	継続	継続
R3年度	R4年度	R5年度
事業所毎の受診率の経年推移を把握し、変動が大きい場合は、健診データの受領状況を調査する。	維持・継続	維持・継続

2 事業名 特定健診（任意継続者・被扶養者）

対応する
健康課題番号

No.2



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者/任意継続者
方法	■健診受診者にはインセンティブとしてポイントを付与 ■パート先や市区町村での健診受診者の問診票と健診結果の送付を通知で依頼 ■対象者の抽出（特定健診、節目健診対象者等の抽出） ■受診勧奨通知の送付（未受診者を対象に受診勧奨を実施）
体制	■対象者が集合契約A・B医療機関またはけんぽ共同健診の巡回健診を選択して予約受診 ■詳細検査希望者には、個別契約の医療機関で人間ドック・婦人健診・節目健診の受診が可能

事業目標

特定健診の健診受診率を向上させ、生活習慣病の予防および改善を図る。							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	特定健診受診率	40%	48%	56%	64%	72%	80%
	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	受診券発送率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
10月下旬に当該年度の特定健診未受診者へ受診勧奨通知を郵送し、受診を促す活動を実施。また、3年以上の健診未受診者へは郵送による血液検査の案内を同封する。パート先等で受診した対象者の健診データ（紙）・問診票を回収する。健診受診者にはインセンティブとしてポイントを付与する。	郵送血液検査の結果、生活習慣病リスクの高い対象者へは受診勧奨通知送付し、早めの受診を促す。特定健診受診者へ継続した受診を促す施策の1つとして、健康年齢通知を新たに送付し、経年の結果を知ることにより、自身の健康活動に役立てていただく。	維持・継続
R3年度	R4年度	R5年度
機関誌5月号にて健診制度の特集を掲載する。（受診券発送前に健診制度を周知する。）	受診券に自宅近隣の健診受診可能医療機関一覧の添付を検討する。健診結果(問診票)を健保へ送付した者へQUOカード等を進呈する。	維持・継続

3 事業名 人間ドック

対応する
健康課題番号

No.2, No.4



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：30～74、対象者分類：被保険者/被扶養者/任意継続者
方法	■健保が対象者を抽出し、Webシステムを利用可能な健診対象者として登録 ■健診希望者は健保の契約医療機関へ直接予約し、Webシステムで健診補助を申込み ■健診受診者にはインセンティブとしてポイントを付与 ■毎年5月に40歳以上の任意継続者・被扶養者へ健診案内パンフレットを自宅郵送
体制	■健保が個別契約している全国の医療機関で実施

事業目標

複雑化した健診コースの見直し。							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	通知した対象者の受診率	10 %	11 %	12 %	13 %	14 %	15 %
評価指標	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	対象者のうち40歳以上の被扶養者への通知率	90 %	90 %	90 %	90 %	90 %	90 %

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
健診コース見直しを検討する。	継続	日帰りのみ継続 ※一泊は利用者および対応可能な健診機関の減少によりR2年度より廃止
R3年度	R4年度	R5年度
補助対象に乳がん・子宮がん（女性）とPSA（男性50歳以上）のオプション検査代を追加する。補助金額の上限を引き上げる。	補助金額の上限の見直しを検討する。	維持・継続

4 事業名 婦人（主婦）健診

対応する
健康課題番号

No.2, No.4



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：女性、年齢：16～74、対象者分類：被保険者/被扶養者/任意継続者
方法	■健保が対象者を抽出し、Webシステムを利用可能な健診対象者として登録 ■既婚者は30歳未満も対象とする ■健診希望者は健保の契約医療機関へ直接予約し、Webシステムで健診補助を申込み ■健診受診者にはインセンティブとしてポイントを付与 ■毎年5月に40歳以上の任意継続者・被扶養者へ健診案内パンフレットを自宅郵送
体制	■健保が個別契約している全国の医療機関で実施

事業目標

複雑化した健診コースの見直し。							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	通知した対象者の受診率	6 %	7 %	8 %	9 %	10 %	11 %
評価指標	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	対象者のうち40歳以上の被扶養者への通知率	90 %	90 %	90 %	90 %	90 %	90 %

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
健診コース見直しを検討する。	継続	継続
R3年度	R4年度	R5年度
維持・継続	受診状況により、婦人健診制度の見直しを検討する。	維持・継続

5 事業名 節目健診（人間ドック・婦人健診）

対応する
健康課題番号

No.2, No.4



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：30～60、対象者分類：被保険者/被扶養者/任意継続者
方法	■健保が対象者を抽出し、Webシステムを利用可能な健診対象者として登録 ■健診希望者は健保の契約医療機関へ直接予約し、Webシステムで健診補助を申込み ■健診受診者にはインセンティブとしてポイントを付与 ■毎年5月に40歳以上の任意継続者・被扶養者へ健診案内パンフレットを自宅郵送
体制	■健保が個別契約している全国の医療機関で実施

事業目標

複雑化した健診コースの見直し。							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	通知した対象者の受診率	40 %	45 %	50 %	55 %	60 %	65 %
評価指標	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	対象者のうち40歳以上の被扶養者への通知率	90 %	90 %	90 %	90 %	90 %	90 %

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
節目健診（婦人健診）の見直しを検討する。	継続	継続
R3年度	R4年度	R5年度
男性50歳以上にPSA検査を付帯する。	受診状況により、婦人健診制度の見直しを検討する。	維持・継続

6 事業名

特定保健指導

対応する
健康課題番号

No.3



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者/被扶養者/基準該当者/任意継続者
方法	■特定保健指導終了者へポイントを付与 ■委託先の施設で実施（事業主の健康管理センター・医療機関・専門スタッフの派遣） ■対象者の抽出（動機付け支援・積極的支援） ■対象者へ利用券の発行（事業主・医療機関との連携・自宅への郵送） ■受診の促進（事業主との連携・受診勧奨、受診先の環境整備）
体制	■京浜地区で勤務する被保険者は事業主（産業医）の健康管理センターで保健指導を実施 ■京浜地区以外で勤務する被保険者は医療機関、委託先の専門スタッフ派遣により保健指導を実施 ■被保険者は就業時間内で保健指導を受けることができる ■任継・被扶養者は健保連が代表して契約している集合契約A・B施設、自宅訪問指導・施設指導・ICT面談を利用して実施

事業目標

特定保健指導の受診率向上、生活習慣病、健康状態の改善。							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	特定保健指導開始率	35 %	40 %	45 %	50 %	55 %	60 %
評価指標	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	特定保健指導利用券発行率	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
被扶養者は受診先を集合契約A・Bと新たに自宅訪問指導ならびに施設指導を選択肢に加える。ICTツールを利用した遠隔操作の特定保健指導面談等は、上部団体の講習会や専門業者による説明会に積極的に参加し、効果を確認したうえで今後の計画に役立てることとする。	特定保健指導の継続支援の中断を減らすため、事業主や対象者の環境及び就業状況に合わせた特定保健指導の展開を行う。新たに実績評価時期の短縮版導入を検討する。	被扶養者は特定健診受診後にメタ判定がされた場合、当日に特定保健指導を受けられるよう、セット券による対応を開始する。
R3年度	R4年度	R5年度
ICT(遠隔)面談を活用する。拠点勤務者への特定保健指導実施を強化する。健保共同健診受診者への当日初回面談実施を検討する。	経年対象者の減少、治療放置者（受診勧奨レベル）の減少を目的とした対策を講じる。	維持・継続

7 事業名

30歳代保健指導

対応する
健康課題番号

No.3



事業の概要

対象	対象事業所：一部の事業所、性別：男女、年齢：30～39、対象者分類：被保険者/基準該当者
方法	■委託先の施設で実施（事業主の健康管理センター） ■対象者の抽出（動機付け支援・積極的支援） ■受診の促進（事業主との連携・受診勧奨）
体制	■京浜地区勤務者を対象に事業主（産業医）の健康管理センターで保健指導を実施 ■対象者は就業時間内で保健指導を受けることができる

事業目標

生活習慣病防止と健康状態の改善。							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	保健指導実施率	90 %	92 %	94 %	96 %	98 %	100 %
評価指標	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	受診勧奨通知の発送率	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
維持・継続	維持・継続	新型コロナウイルスの感染防止対策として、原則ZOM面談とする。ただし、感染防止対策を講じている場合は、対面面談も可とする。
R3年度	R4年度	R5年度
維持・継続	維持・継続	維持・継続



事業の概要

対象	対象事業所：一部の事業所、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者/基準該当者
方法	■対象者の抽出（優先順位づけ、事業所の選定） ■参加の促進（事業主の協力） ■受診勧奨通知の送付（レター作成・送付） ■受診勧奨後の受診行動のモニタリング
体制	■データの整備（健診データによる対象者抽出、レセプトによる受診確認） ■事業主との連携体制の構築（事業主との連名） ■外部委託事業者の活用（レター作成・送付、電話応対、レセプトによる受診確認） ■運営マニュアルの整備（業務フローの整理）

事業目標

医療費に占める生活習慣病の割合が40歳代後半以降から増加する。また、高血圧症、糖尿病、脂質の基準値を超える者の中には、医療機関未受診者・自己管理が不十分な者（受診の意思がない者等）が多い。早期治療の観点から、高リスク者に対するサポートを実施し、受診行動を促す。							
アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
受診勧奨後の受診率	40 %	44 %	48 %	52 %	56 %	60 %	
アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
対象者への通知（手紙による受診勧奨）	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
施策の実施時期を早める。対象者への送付物をリニューアルする。	実施時期（通知送付）を年2回に分ける。健診時期と診療実績を確認する期間を合わせる。通知物をさらに工夫する。（複数リスク者への情報提供に重みをつける） 電話による受診勧奨から相談窓口という扱いへ変更する。	対象者への個別アプローチを検討する。
R3年度	R4年度	R5年度
委託業者の変更。受診勧奨対象者に「治療中断者」「慢性腎臓病基準該当者」を追加。健康相談チャット・医師紹介サービスアプリ（クリンタル）を採用。	通知物の見直し。通知時期の検討。	被扶養者へのアプローチを検討する。

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査実施率	計画値※1	全体	63,400／81,500＝ 77.8％	65,200／80,400＝ 81.1％	67,070／79,500＝ 84.4％	68,680／78,500＝ 87.5％	70,200／77,500＝ 90.6％	71,500／76,300＝ 93.7％
		被保険者	53,000／56,400＝ 94.0％	53,300／55,600＝ 95.9％	53,350／55,000＝ 97.0％	53,200／54,300＝ 98.0％	53,000／53,600＝ 98.9％	52,700／52,700＝ 100.0％
		被扶養者※3	10,400／25,100＝ 41.4％	11,900／24,800＝ 48.0％	13,720／24,500＝ 56.0％	15,480／24,200＝ 64.0％	17,200／23,900＝ 72.0％	18,800／23,600＝ 79.7％
	実績値※1	全体	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％
		被保険者	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％
		被扶養者※3	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％
特定保健指導実施率	計画値※2	全体	3,990／11,400＝ 35.0％	4,590／11,470＝ 40.0％	5,190／11,530＝ 45.0％	5,770／11,540＝ 50.0％	6,330／11,510＝ 55.0％	6,860／11,440＝ 60.0％
		動機付け支援	1,880／6,040＝ 31.1％	2,200／5,960＝ 36.9％	2,540／5,880＝ 43.2％	2,880／5,770＝ 49.9％	3,230／5,640＝ 57.3％	3,570／5,490＝ 65.0％
		積極的支援	2,110／5,360＝ 39.4％	2,390／5,510＝ 43.4％	2,650／5,650＝ 46.9％	2,890／5,770＝ 50.1％	3,100／5,870＝ 52.8％	3,290／5,950＝ 55.3％
	実績値※2	全体	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％
		動機付け支援	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％
		積極的支援	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％

※1）特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2）特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3）特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意） -
特定健康診査等の実施方法（任意） 1.実施場所 ①特定健康診査 被保険者：事業者健診にて実施する。 被扶養者および任意継続被保険者：全国の健診機関にて実施する。 ②特定保健指導(対面面談) 被保険者(京浜・関西地区)：ウェルネスプロモーションセンター 被保険者(その他の地域)：全国の指導実施機関(個別契約)・訪問指導 被扶養者および任意継続被保険者：全国の指導実施機関(集合契約)・訪問指導 ③特定保健指導(遠隔面談) 被保険者：ウェルネスプロモーションセンター(京浜・関西地区)・特定保健指導事業者 被扶養者および任意継続被保険者：特定保健指導事業者 2.実施項目 ①特定健康診査 標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。 ②特定保健指導 標準的な健診・保健指導プログラム第3編第3章に記載されている実施要件に沿って実施する。 3.実施時期 ①特定健康診査 年度末までに実施する。 ②特定保健指導 通年実施する。 4.外部委託の有無 ①特定健康診査 被保険者：事業者健診にて実施する。 被扶養者および任意継続被保険者：健診代行機関を通じた全国の健診機関との契約や集合契約により、全国での受診を可能とする。 ②特定保健指導 被保険者(京浜・関西地区)：ウェルネスプロモーションセンター 被保険者(その他の地域)：全国の指導実施機関(個別契約)・特定保健指導事業者 被扶養者および任意継続被保険者：全国の指導実施機関(集団契約)、特定保健指導事業者、 5.周知や案内の方法 ①特定健康診査 被保険者：事業主から受診案内をする。 被扶養者および任意継続被保険者：健保が受診券・受診案内を送付する。 ②特定保健指導 被保険者：ウェルネスプロモーションセンター・事業主から対象者に連絡する。 被扶養者および任意継続被保険者：健保が利用券・受診案内を送付する。 6.事業者健診等の健診受診者のデータ収集方法 被保険者：ウェルネスプロモーションセンター・事業主から、もしくは、事業者健診健診機関から直接受領する。 被扶養者および任意継続被保険者：健診代行機関を通じて受領する。 また、受診者本人が結果表を提出した場合は、健保にて電子データに変換する。 7.特定保健指導対象者の選出の方法 特定保健指導の必要性の高い層を優先することとする。
個人情報の保護 当健康保険組合は、日本電気健康保険組合「個人情報保護管理規程」を遵守する。当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。 当健康保険組合のデータ管理者は、事務長とする。またデータの利用者は当組合の保健事業グループおよびシステム開発グループの職員に限る。 外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。
特定健康診査等実施計画の公表・周知 本計画の周知は、機関誌およびホームページに掲載する。
その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等） -